

STOP!

フォークリフト災害防止

～ 作業計画に基づく作業を！ ～

 伊那労働基準監督署

令和2年、長野県内において、フォークリフトを起因物とする休業4日以上
の労働死傷災害は製造業、運輸業を中心に26件も発生しています。

上伊那地域の事業場においても、フォークリフトを起因物とする休業4日
以上の労働災害がほぼ毎年発生(H28年からの5か年で7件)しており、直近で
は平成27年に死亡災害も発生しています。また、令和3年7月、県外運送業
者の労働者が、上伊那地域の事業場で荷役作業中に、逸走してきたフォーク
リフトとトラックの間にはさまれる死亡災害が発生しています。

フォークリフトは荷の運搬作業になくてはならない便利な機械ですが、危険性
が高いのも事実です。フォークリフトを使用する作業では、労働安全衛生法令
で、運転資格、検査、作業計画の作成、立入禁止措置、逸走の防止措置、用
途外使用の禁止などのルールが定められています。

フォークリフトによる災害を撲滅するため、今一度、次のチェックリストで確認
の上、作業で使用する際の安全確認と必要な対策の徹底をお願いします。

災害事例

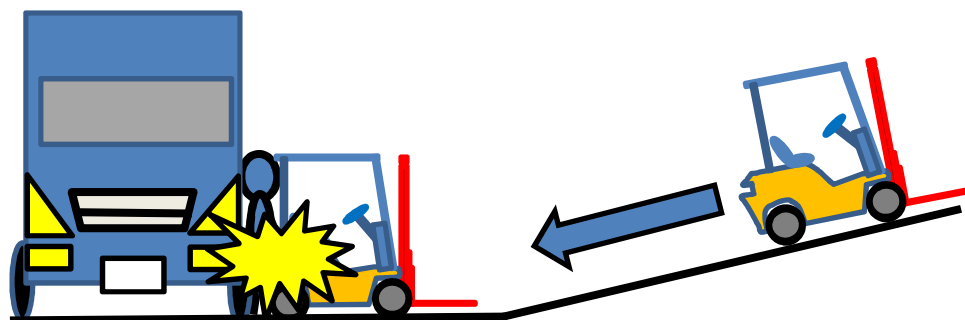
(参考)安衛則第151条の11

事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該
運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- 一 フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。
- 二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかけ
る等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

2 前項の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、同項各
号に掲げる措置を講じなければならない。

フォークリフトを用いて搬入作業を行った後、フォークリフトを傾斜地に停
止させ、トラックの荷台をたたむ作業を行っていたところ、停止していた無
人のフォークリフトが後進し、フォークリフトとトラックの間にはさまった。



(R3.7改訂版)

フォークリフト作業による災害防止のためのチェックリスト

確認項目		確認欄
1	フォークリフトの運転は、技能講習修了者などの有資格者に行わせていますか	
2	フォークリフト運転者には、保護帽を着用させていますか	
3	事前に作業の方法等を検討した上で、作業計画を策定し、関係労働者に周知していますか(作業計画例参照)	
4	複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を定め、作業の指揮を行わせていますか	
5	フォークリフトと他の労働者の通行区分を明確にしていますか(運転者以外の労働者に危険が生じるおそれのある箇所への立入りを禁止していますか)	
6	運転位置から離れるときは、フォークを最低降下位置に置き、原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の措置を講じていますか	
7	高所作業にあたり、フォークやパレット上に人を乗せ昇降させる等、フォークリフトを荷役運搬作業以外の用途には使用していませんか	
8	運搬しようとする荷の周囲に崩壊または倒れる物がないか確認させていますか(崩壊等の危険な状態を作らないことが最優先)	
9	定期自主検査(年次:特定自主検査、月次検査)を実施し、記録を3年間保存していますか	
10	作業開始前点検を実施していますか	



確認出来なかった項目については、改善対策をお願いします。
作業計画の例は次のとおりです。

参考例

フォークリフト作業計画

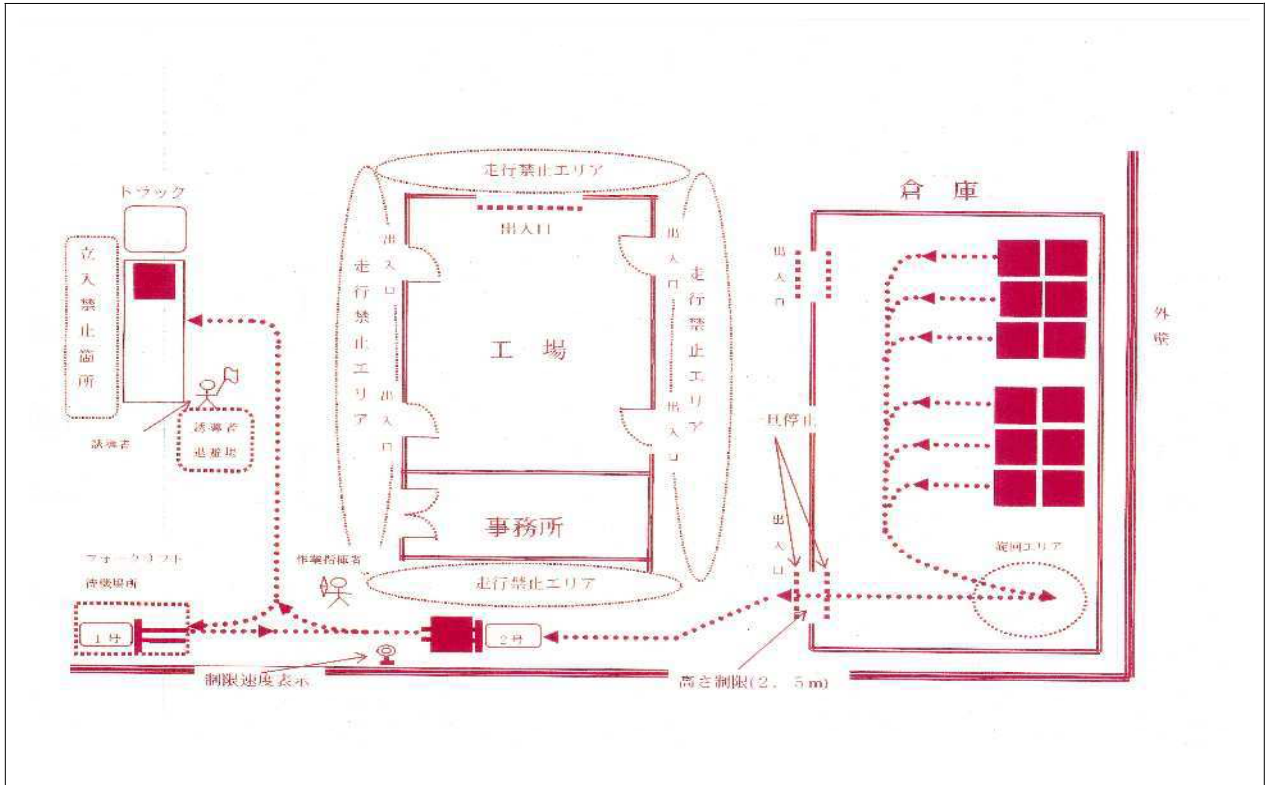
(労働安全衛生規則第151条の3に基づく)

社内審査 確認印	事業主	安全管理者等	作業指揮者	フォークリフト 運転者
	印	印	印	印 印

1.作成年月日	令和元年7月15日	2.計画作成者	〇〇 〇〇	3.作業名	大豆コンテナのトラック荷台積み込み作業																										
4.作業の具体的内容 (荷の運搬工程等を記入する)	①倉庫コンテナ取り降ろし②バック走行③旋回エリアで方向転換④倉庫出入口一旦停止(ミラー確認)⑤前進走行(制限速度遵守)⑥作業指揮者指示確認⑦右折⑧誘導者指示確認⑨トラック積み込み⑩バック走行⑪待機場所へ⑫別リフト通過後倉庫へ前進走行⑬倉庫入口一旦停止(ミラー確認)																														
5.実施期間	令和元年 8月 1日(木)曜～令和元年 8月 31日(土)曜			6.作業人数	5名																										
7.作業時間	<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td><td>8</td><td>10</td><td>12</td><td>14</td><td>16</td><td>18</td><td>20</td><td>22</td><td>24</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>←</td><td>→</td><td></td><td>←</td><td>→</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>					0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24					←	→		←	→				
0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24																			
				←	→		←	→																							
8.荷	品名	荷姿	形状	個数	1個の重量																										
	大豆	箱(コンテナ)	四角柱	1回当たり 20個	1.5トン																										
9.荷の状況	イ.はい積 ロ.バラ積 ハ.その他()			移動させる距離 (30)m																											
10.作業指揮者 (安衛規第151条の4)	氏名	職制上の地位	当該作業の経験年数	フォークリフトの知識																											
	〇〇 〇〇	作業班長	20年	有・無																											
11.フォークリフト 運転者	氏名	技能講習修了番号	資格取得年月日	当該作業の経験年数																											
	〇〇 〇〇	第1234号	平成10年10月1日	21年																											
	〇〇 〇〇	第5678号	平成8年8月1日	23年																											
12.フォークリフトの 種類・能力・ 点検状況	車両番号	能力 (最大荷重)	作業開始前 点検状況	月例検査実施状況 (安衛規則第151条の22)	特定自主検査実施日 (安衛規則第151条の21)																										
	GTR-5837 (1号車)	2100 kg	良・否	令和元年 7月15日	令和元年 5月31日																										
	GTR-1017 (2号車)	2100 kg	良・否	令和元年 7月15日	令和元年 5月31日																										
13.パレット等の 能力・点検状況	荷の重量に応じた十分な強度		割れ・ひび・変形の有無		釘等突起物の有無																										
	良・否		良・否		良・否																										
14.作業場所状況 (作業図に必要な) 応じて記入する	作業場所の広さ	イ.十分に広い ロ.広い ハ.やや狭い ニ.非常に狭い																													
	路面状況	イ.舗装 ロ.砂利敷 ハ.土間	場所区分	イ.屋内のみ ロ.屋外のみ ハ.屋内外																											
	坂道等傾斜	有・無	作業床面段差等	有・無																											
	走行路幅員狭小箇所	有・無	高さ制限箇所	有・無																											
	路肩危険箇所	有・無	一旦停止の必要箇所	有・無																											
障害物	有・無	明るさ	イ.明るい ロ.少し暗い ハ.暗い																												
15.制限速度 (安衛規第151条の5)	当該作業に係る場所の地形・地盤の状態等 に応じた適正な制限速度			当該作業場所における制限速度揭示の有無																											
	(20)km/時			有・無																											
16.誘導者	配置の有無	氏名	合図の定め	退避場所																											
	有・無	〇〇 〇〇	有・無	有・無																											

17.フォークリフト作業図

- ①フォークリフトの運行経路を図示すること
- ②周辺労働者の立入禁止箇所及びフォークリフトの走行禁止箇所を具体的に記載すること
- ③各種標識・一旦停止・作業指揮者及び誘導者の配置場所を記入すること



18.作業开始前・作業中の留意事項と確認(この欄はフォークリフト運転者が記入)

留意事項	確認欄	
①保護帽・安全靴等保護具を正しく着用する	✓	✓
②シートベルトを着用する	✓	✓
③フォークリフト運転技能講習修了証を携帯する	✓	✓
④作業开始前点検を確実にを行う	✓	✓
⑤作業場で定められた制限速度以内で走行する	✓	✓
⑥他の作業者に接触するおそれのあるときは、立入禁止にするか、誘導者を配置する	✓	✓
⑦走行時は、進行方向及び側方の安全を常に確認する	✓	✓
⑧フォークまたは荷の下に作業者を立ち入らせない	✓	✓
⑨許容荷重を超えた荷を積載しない	✓	✓
⑩急発進・急停車・急旋回をしない	✓	✓
⑪運転席を離れるときは、作業や通行の障害とならないよう駐車する。鍵を必ず抜くこと。	✓	✓
⑫駐車ブレーキを確実にかけ、輪止めをする	✓	✓
⑬運転中は乗車席以外に人を乗せてはならない	✓	✓
⑭フォークの上に人を載せて昇降機として使用してはならない	✓	✓
⑮フォークの先端をてこ代わりに使用したり、他の車両を押ししたりしてはならない	✓	✓

19.関係労働者への周知 誘導者 倉庫作業者 トラック運転手 工場作業者 事務員

